

2007年7月11日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝



再 回 答 書

前略 貴法人からの再申入書（2007年5月24日付。同月28日弊社到達。）につき、下記のとおり回答いたします。

弊社の受講申込規定のうち、【解約・返金等】に関する条項については、2007年7月中に、別紙のとおり変更します。

弊社としては、貴法人ご主張の立場は理解できますが、無理由解約へ変更することは困難であると考えます。

受講契約は、当社と受講者間の契約によって成立します。契約である以上、契約及び解約の両者とも、程度の差はあっても、契約両当事者の立場が考慮される必要があると考えます。

弊社は、当然、契約の相手方である受講者の立場を考慮いたしますが、受講者も事業者側の立場を考慮していただければと思います。この精神は消費者契約法第10条にも明らかにされており、「消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする。」とあります。もちろん、消費者と事業者との間の格差を十分考慮しなければなりません。無理由解約条項は、事業者の立場を一方的に害するものであり、当社としては、自己の立場を一方的に害する条項への変更については、応じることはできません。なぜなら、それは、健全な収支計算による計画的な経営を根本的に破壊することになるからです。

以上、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

【添付資料】

1. LEC講座申込規定 解約返金条項 1部

以上



	現 行	改訂条文(2007年7月1日)
	3.【解約・返金等】	3.【解約・返金等】
1.	<p>お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能(医師の診断書を提出していただきます。)</p> <p>または、これらに準ずる正当事由がなければ、申込の撤回・取消、受講契約の取消・解約等により、返金を請求することはできません。</p> <p>経済事情が悪化した、受講する時間的余裕がなくなった、等の個人的都合によるものについては、通常の取引同様、一切応じられませんので予めご了承ください。</p>	<p>受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合には、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となります。</p> <p>(1) お客様ご本人様について、死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等に合格したり就職が決まったこと等により受講の必要がなくなった場合、受験資格がないことが判明した場合等により、受講することが不能又は著しく困難、或いは不必要となった場合。</p> <p>(2) お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動等により、受講することが不能又は著しく困難となった場合。</p> <p>(3) 上記に準ずる事由により、受講することが不能又は著しく困難となった場合。</p>
2.	<p>1の正当事由が存在し、お客様からの受講契約の取消・解約等のお申し出により返金する場合、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。</p> <p>(1) 受講申込後講座開始前(通信講座の場合、当社からの発送前)の取消・解約等</p> <p><5万円を超える講座の場合> 受領済受講料から、15,000円を控除した額</p> <p><5万円以下の講座の場合> 受領済受講料から、受講申込講座の当社所定一般価格(以下、「一般価格」という。)の30%に相当する額を控除した額</p> <p>(2) 講座開始後(通信講座の場合、当社からの発送後)の取消・解約等</p> <p>受領済受講料から、取消・解約等のお申し出までに実施済の講義部分に相当する受講料(以下、「実施済受講料」という。)を控除した額を基準とし(以下、「基準額」という。)、5万円または基準額の20%に相当する額のいずれか低い額を基準額から控除した額。</p> <p>なお、それぞれ以下を実施済とし、実施済受講料の算出にあたっては一般価格に従い計算するものとします。</p> <p><通学講座(ビデオブースクラス以外)の場合> 受講申込講座に関する当社所定の講義スケジュールに従い、取消・解約等のお申し出時までに経過済の講義部分</p> <p><通学講座(ビデオブースクラス)の場合> 取消・解約等のお申し出時までに、お客様が受講済の講義部分</p> <p><通信講座の場合> 受講申込講座に関する当社所定の発送スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までに発送済の通信講座の教材類部</p>	<p>前項のお申し入れに基づき、ご相談の上、当社がお客様に返金させていただく場合、返金額は次のとおりとさせていただきます。</p> <p>受講申込後講座開始前(通信講座の場合、当社からの発送前)の取消・解約等</p> <p><5万円を超える講座の場合> 受領済受講料から、解約手数料として10,000円を控除した額を返金させていただきます。</p> <p><5万円以下の講座の場合> 受領済受講料から、解約手数料として、受講申込講座の当社所定一般価格(以下、「一般価格」という。)の20%に相当する額を控除した額を返金させていただきます。</p> <p>講座開始後(通信講座の場合、当社からの発送後)の取消・解約等</p> <p>① 受領済受講料から、取消・解約等のお申し出までに実施済の講義部分に相当する受講料(以下、「実施済受講料」という。)を控除した額を基準とし(以下、「基準額」という。)、解約手数料として、5万円または基準額の20%に相当する額のいずれか低い額を基準額から控除した額を返金いたします。なお、返金額の算出にあたり、1円未満は四捨五入させていただきます。</p> <p>② 実施済とは下記の場合をいい、実施済受講料の算出にあたっては一般価格に従って計算します。</p> <p><通学講座(ビデオブースクラス以外)の場合> 受講申込講座に関する当社所定の講義スケジュールに従い、取消・解約等のお申し出時までに経過済の講義部分</p> <p><通学講座(ビデオブースクラス)の場合> 取消・解約等のお申し出時までに、お客様が受講済の講義部分</p> <p><通信講座・WEB講座の場合> 受講申込講座に関する当社所定の発送又は配信スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までに発送又は配信済部分</p>